

## 裁 決

審査請求人 [REDACTED]  
[REDACTED]

処分庁 高松市福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成 27 年 5 月 7 日付けで提起された、同年 4 月 30 日付け生活保護変更申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件処分を取り消す。

### 理 由

#### 第 1 審査請求の趣旨及び理由

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分について、その取消を求めるといふものである。

##### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、審査請求書等によれば概ね次のとおりである。

請求人は、県外にある医療機関の [REDACTED]（以下「県外病院」という。）での治療に必要となる通院移送費の支給について、処分庁に対し、申請をしたところ、処分庁は請求人が受診をしていないことを理由に却下した。

請求人は、県外病院まで行ったものの受診は拒否され、その原因は処分庁が県外病院に連絡をしなかったことにあるとして、処分庁が申請を却下したことについて不服があり、本件処分の取消を求め、本件審査請求を行ったものである。

## 第2 認定事実

審査庁において、次の事実を認定する。

- 1 平成26年12月24日、請求人は、処分庁に対し、通院移送費支給のための生活保護変更申請書を提出した。変更申請書には、「平成26年12月30日に[ ] [ ]を受診します。[ ]バス停←→[ ]往復バス代[ ]円 [ ]駅←→[ ]駅往復料金[ ]円を12月30日までに支給してください。」と記載されている。
- 2 平成26年12月26日、処分庁は、請求人に対し、医療券は医療要否意見書が県外病院から記入返送後でなければ発行できないが、医療要否意見書は当日中に発行できること、医療要否意見書を持参することで県外病院を受診できるのであれば、当日中に渡すことができる旨を伝えた。請求人は県外病院に確認のうえ、医療要否意見書を持参することで県外病院を受診できることを処分庁に連絡した。処分庁は請求人からの連絡を受け県外病院あての医療要否意見書を発行し、請求人に手渡した。
- 3 平成27年1月16日、処分庁は、県外病院から連絡を受け請求人が平成26年12月30日に医療要否意見書を持参したが、受診していないことを確認した。
- 4 平成27年4月30日、処分庁は、本件処分に係る却下通知書を請求人に送付した。却下通知書には、却下理由として、「平成26年12月30日に[ ] [ ]での受診をしておらず、医療要否意見書の提出のみ行ったことは、生活保護法による医療扶助運営要領 第3-9-(2) 給付の範囲に該当しないため。」と記載されていた。
- 5 平成27年7月2日、審査庁は請求人の県外病院の受診について県外病院から聴取したところ、①平成26年12年30日の請求人の受診は平成26年12月26日に予約されているが、その目的は不明な状態であった。②事前に処分庁からの県外病院への連絡は無かった。③県外病院は来院の時点では、処分庁はまだ請求人の受診を認めていないという認識であった。④請求人の平成26年12月30日の県外病院来院については、県外病院職員数名が確認した。⑤請求人がなぜ受診しなかったのかは分からない、とのことであった。

## 第3 判断

- 1 生活保護の医療扶助に係る変更申請等については、次のとおり法及び国の通知にその取扱いが定められている。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）24条1項に「保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。」とあり、同条9項に「第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。」とある。
- (2) 医療係等の行うべき職務として、生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 2 別紙第 1 号 医療係等の行うべき職務内容 2 福祉事務所関係  
(1) 査察指導員一ウに「指定医療機関、管内町村等に対する連絡調整の総括」、  
(2) 地区担当員一カに「指定医療機関、管内町村等との連絡調整」とある。
- (3) 移送費の給付範囲として、局長通知第 3-9- (2) に、「アからクまでに掲げる場合において給付を行う。… (略) …ア 医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合 イ〜ク … (略) … なお、福祉事務所において審査の結果、なお疑義がある場合及び上記の範囲で対応が困難な場合については、都道府県本庁に技術的助言を求めた上で、移送の給付が真に必要であると認められる場合には、給付を認めて差し支えないこと。」とある。

## 2 これらのことを踏まえ、本件処分について検討する。

請求人は、上記第 2 の 1 のとおり法 24 条 9 項に基づき県外病院を受診するための通院移送費の支給を求めて処分庁に保護変更申請書を提出している。処分庁は、局長通知第 2 別紙第 1 号により、県外病院に対し、医療要否意見書だけで請求人の希望する受診が可能であることを確認の上、請求人の受診が間違いなく行われるよう連絡するなど連絡調整を行うべきであったが、上記第 2 の 2 のとおり処分庁は県外病院との連絡を全て請求人任せにしており、処分庁が事前に県外病院と連絡調整をしたことはケース記録に記載されていない。また、上記第 2 の 3 のとおり請求人は平成 26 年 12 月 30 日に県外病院を受診していない。

県外病院で受診しなかった理由について請求人からの審査請求書及び反論書には記載がなく不明であったため、上記第 2 の 5 のとおり審査庁が県外病院に聴取したところ、平成 26 年 12 月 30 日、請求人は県外病院に来院してはいるが受診しておらず、また県外病院としては、処分庁から事前に連絡が無く、処分庁はまだ請求人の受診を認めていないという認識であり、請求人の来院の目的は不明な状態であった、とのことであった。請求人が受診しなかった理由はなお明らかではないが、請求人の受診について処分庁が県外病院との連絡調整を怠り、連絡調整を請求人任

せにしていたため受診できなかった可能性も否定できない。したがって、通院移送費の支給の検討に当たり、処分庁が請求人や県外病院から必要な聞き取り調査などを行うことなく局長通知第 3-9- (2) の給付範囲に該当しないと形式的に判断し、局長通知第 3-9- (2) のなお書にある「福祉事務所において審査の結果、なお疑義がある場合及び上記の範囲で対応が困難な場合については、都道府県本庁に技術的助言を求めた上で、移送の給付が真に必要であると認められる場合には、給付を認めて差し支えないこと。」に該当するか否かを何ら検討することなく本件処分を行ったことは、不当であると言わざるを得ない。

#### 第4 結論

本件審査請求は、理由があると認められるため、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 40 条第 3 項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成 27 年 7 月 23 日

審査庁 香川県知事 浜田 恵造

